

## 役員名簿

社会福祉法人 北沢川福祉会

役職名	氏名 ( 氏 名 )	年齢	住所	電話番号	現就任 年月日	任期終了 年月日	備考
理事長	飯塚 俊雄	66			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
理事	福島 照夫	63			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
理事	浅見 貞子	68			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
理事	松村 啓一	67			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
理事	濱田 孝暁	42			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
理事	石田 嘉夫	78			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
監事 (兼務有)	萩原 徹	74			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	評議員 選任・解任委員
監事 (兼務有)	加藤 裕	66			平成29年6月17日	平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	評議員 選任・解任委員
評議員	横手 和夫	74			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	福島 重樹	72			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	福島 幸男	65			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	荒木 昭夫	75			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	飯塚 信夫	63			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	清水 春雄	73			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員	千明 智	74			平成29年4月1日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員 選任・解任委員	加藤 幸永	53			平成29年1月28日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	
評議員 選任・解任委員	笠井 正則	63			平成29年1月28日	平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の終結の時	

# 社会福祉法人北渋川福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北渋川福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

### (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

### (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

## (改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。